

鯖江市創業スタートアップ支援事業における補助対象経費について

(令和4年7月1日 第2版)

補助対象経費は以下の①～③の条件をすべて満たすものを対象とします。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費②交付決定日以降、補助事業期間内の契約・発注により発生した経費③証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費 |
|--|

※下記に記載されている【対象となる経費】が対象となります。その他、下記に例示された【対象とならない経費】及び記載されていない経費は原則補助対象外となります。

※交付申請額の算定段階において、消費税等は対象経費から除外して算定してください。

※「証拠書類等」とは、仕様書（控）・カタログ等、見積書、発注書（控）または契約書、納品書、請求書および支払確認が可能な資料のことを指します。

※補助金が予算額に達した場合は、年度途中であっても予告なく申請の受付を終了する場合がありますので予めご了承ください。

工事請負費

工事請負費とは、その対象が比較的大きなものであり、かつ積極的にその本体の使用価値、効用を増加させることを目的とした経費をいいます。

【対象となる経費】

- ・建物（工場、事務所、倉庫、店舗等）及び建物附属設備（電気・給排水・冷暖房設備、間仕切り等）（増改築を含む）
- ・鯖江市内の店舗・事務所の開設に伴う外装工事・内装工事費用（原則として住居兼店舗・事務所については、店舗・事務所専有部分に係るもののみ。間仕切り等により物理的に住居等他の用途に供される部分と明確に区別されている場合に限る。）

【対象とならない経費の一部】

- ・土地の買収又は整地に要する費用
 - ・建物・設備等の解体費・処分費用
 - ・自宅または社員の宿舎に要する費用
 - ・地鎮祭、上棟式、竣工式等の経費
 - ・労務費、振込手数料、借入れに伴う支払利息、公租公課（消費税等）、建物の登記費用・官公署に支払う申請手続等の手数料および申請事務代行費用
 - ・その他、工事請負費として適当と認められない費用
- 例：カーテンや音響設備（埋込型を除く）等、設備整備の経費
（建物に固定されておらず、取り外し可能な備品に該当するようなもの）

備品購入費

備品購入費とは、事業を行うために必要な物品（1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造等に必要経費をいいます。取得した設備は当該補助事業のみに使用しなければなりません。

【対象となる経費】

- ・ 耐用年数が1年を超え、かつ取得価額が10万円以上の備品（減価償却資産の対象要件）
- ・ 事業により生み出される製品およびサービスを完成させるために必要な備品
- ・ 事務所または店舗内で本補助事業実施にのみ使用する機器の調達費用
- ・ 構築物 ・ 機械及び装置 ・ 什器及び家具
- ・ 工具器具及び備品 ・ 電気及び電子機器
- ・ その他の備品（取引先店舗等で貸出使用は想定していません）

【対象とならない経費の一部】

- ・ 汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できない物の調達費用
（例：パソコン、カメラ、プリンタ及びデジタル複合機等、容易に持ち運びができ、他の目的に使用できるもの）
- ・ 申請事業に直接関連しない汎用的な建物・設備・事務機器(机、椅子、キャビネット等)
- ・ ソフトウェア資産(顧客データベース、総務財務システムのほか、事業のみに利用する特定業務用ソフトウェアも含む)等
- ・ 借料及び損料（事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費）
- ・ 消耗品費

消耗品費とは、取得価額が10万円未満、または使用可能期間(法定耐用年数)が1年未満のものを指します。該当する主な消耗品費としてはプリンター用紙やインクカートリッジなどの事務用品や、10万円以下の機械・器具工具備品・車両運搬具などがあります。※10万円以上のものでも、明らかに使用可能な期間が1年以内のものも含まれます。

- ・ 車両の購入費およびリース費用
- ・ 中古品市場において、原則、価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- ・ 主として販売のための原材料仕入れ・商品仕入れとみなされるもの
- ・ 見本品や展示品であっても、販売する可能性があるものの製作に係る経費
- ・ 備品購入に伴う社内人件費・旅費
- ・ 海外の店舗・事務所の開設に伴う外装工事・内装工事費用
- ・ 海外で使用する機械装置・工具・器具・備品の調達費用
- ・ 営業権、特許権・商標権、電話加入権等の無形資産の費用
- ・ 華美なもの(必要以上に高価な什器、美術品等)
- ・ 飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用
- ・ その他公的資金の使途として社会通念上、不適切と認められる費用